

国民健康保険・後期高齢者医療制度のおしらせ

被保険者証が更新されます



現在ご使用の平川市国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までとなっています。

新しい被保険者証は、7月末までに郵送いたしますので、**8月1日以降**ご使用ください。また、現在ご使用の被保険者証は、**有効期限が切れましたら破棄**してください。

自己負担割合が変更となる場合があります



平成30年中の所得状況などにより、**8月1日**から医療機関窓口などで支払う医療費の自己負担割合が変更となる場合があります。

◎万が一、新しい被保険者証がお手元に届かなかったり、記載内容に不備がある場合はご連絡ください。

※なお、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を滞納している方については、納税相談のうえ窓口での更新となりますのでご了承ください。

※国民健康保険被保険者証は**水色からピンク色**へ変わります。後期高齢者医療被保険者証の色は現在と同じ**緑色**となります。

職場の健康保険に加入した方へ

職場の新しい健康保険に加入したり、または被扶養者になった場合は、市役所に届け出が必要となります。国民健康保険と職場の両方の被保険者証（職場の被保険者証が未交付の場合は加入したことを証明するもの）をお持ちになり、早めの届け出をお願いします。

限度額適用認定証の更新手続きについて



○外來・入院の際に、「**限度額適用認定証**」を医療機関に提示することで、窓口を支払う医療費が自己負担限度額までに抑えられます。

※**高額療養費制度**（ひと月に支払った医療費が高額になり、自己負担額を超えた場合に、超過分を払い戻す制度）の払い戻しを、医療費の支払いと同時に受ける扱となります。

※住民税非課税世帯の方は、**入院時の食事代も減額**されます。
※後期高齢者医療または70歳以上で国民健康保険に加入されている方のうち、所得区分が下表「**現役並み所得者Ⅲ**」または「**一般**」に該当する方は、被保険者証のみで限度額適用が行われますので、**認定証は交付されません**。

○申請した月以降から認定となるため、必要な方は申請をお願いします。

なお、後期高齢者医療制度に加入されていて平成30年度中に認定証の交付を受けている方が、今年度も引き続き認定される場合には、新しい認定証（有効期限：令和2年7月31日まで）を7月下旬に郵送しますので、更新手続きは必要ありません。

【申請に必要なもの】

被保険者証、印鑑、マイナンバーのわかるもの



【受付窓口】

▷本庁舎 国保年金課国保係
▷尾上・碓ヶ関総合支所 市民生活課市民係



自己負担限度額

【70歳未満(国保)】

世帯の所得要件	自己負担限度額 ※1
(ア) 上位所得者 基礎控除後の所得901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回該当:140,100円> ※2
(イ) 上位所得者 基礎控除後の所得600~901万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回該当:93,000円> ※2
(ウ) 一般 基礎控除後の所得210~600万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円> ※2
(エ) 一般 基礎控除後の所得210万円以下	57,600円 <多数回該当:44,400円> ※2
(オ) 住民税非課税	35,400円 <多数回該当:24,600円> ※2

【70歳以上(後期高齢・国保)】

所得区分 ※3	外來のみ (個人単位)		外來+入院 (世帯単位)
	現役並み所得者	非住民税	
現役並み所得者	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回該当:140,100円> ※2	57,600円 <多数回該当:44,400円> ※2
	現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回該当:93,000円> ※2	
	現役並みⅠ 課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円> ※2	
一般 住民税課税世帯 課税所得145万円未満	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 <多数回該当:44,400円> ※2	24,600円
非住民税	低所得者Ⅱ	8,000円	
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 同じ人が同じ月内で同じ医療機関（入院・外來・歯科は別計算）に支払った額で計算します。

※2 過去12ヶ月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合は多数回該当となり、上限額が下がります。

※3 低所得Ⅱ…世帯主および被保険者全員（後期高齢者医療の場合は世帯全員）が住民税非課税の場合
低所得Ⅰ…低所得Ⅱの要件に該当し、各所得額が全て0円（公的年金の場合は収入額80万円以下）、または老齢福祉年金受給者の場合

【問合せ】▷国保年金課 国保係 ☎44-1111（内線1251・1252・1257）▷青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

大きな地震でも家が倒れないか8,000円で診断できます!!

住宅の地震に対する安全性の向上を図ることを目的として、「平川市木造住宅耐震診断支援事業」を実施しています。

●**診断費用**／自己負担額8,000円（診断費用総額11万8,000円のうち11万円は市が負担します。）

※対象住宅の延べ面積が200㎡を超える場合は自己負担額が割増しになります。

●**対象者**／対象住宅を所有している方、またはその親族

●**対象住宅**／昭和56年5月以前に建てられた市内にある木造一戸建て住宅

募集
件数 5件
(先着順)

申込
期限 11月29日(金)

●**必要書類**／

- ①申込書 ②本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ③建築時期が確認できる書類（建築確認通知書など）
- ④住宅の概要がわかる図面（案内図、配置図、平面図など）
- ⑤2面以上の外観写真

●**その他**／この事業をご利用すると、住宅の建替え工事や耐震化の改修工事費用に支援を受けられる「平川市木造住宅耐震リフォーム促進支援事業」をご利用できます。最大82万2,000円の補助金となっていますので、こちらもご活用ください。



[問合せ] 施設建築課 施設建築第1係 ☎44-1111（内線2233、2234、2235）

空家・空地などにお困りの方はぜひご利用ください

平川市と下記団体のそれぞれにおいて「**空家等及び空地対策の推進に関する協定**」を締結しました。

市と各団体が協力し、市内の空家等及び空地対策の推進に取り組むことで、快適な住環境の保全および安全で安心なまちづくりを推進していきます。



より専門的な相談に対応できるようになりました。相談内容に応じて各団体を紹介します。また、各団体に直接相談することもできます。ぜひご利用ください。

協定締結団体および
相談先一覧

- 相談体制は各団体によって異なります。
- 相談内容により料金がかかる場合がありますので、料金については各団体へお問い合わせください。

公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会（黒石支部）

主な相談内容／空家等の売買・賃貸・利活用に関する相談

電話番号／26-1030

受付時間／9：00～17：00（土日、祝日を除く）

公益社団法人 全日本不動産協会青森県本部

主な相談内容／空家等の売買・賃貸・利活用に関する相談

電話番号／017-775-3891

受付時間／9：00～17：00（土日、祝日を除く）

青森県土地家屋調査士会

主な相談内容／空家等に関する土地・建物の表示登記、境界の調査・測量の相談

電話番号／017-722-3178

受付時間／8：30～17：15（土日、祝日を除く）

青森県弁護士会

主な相談内容／空家等に関する法律上の問題の相談

電話番号／017-777-7285

受付時間／9：00～17：00（土日、祝日を除く）

青森県司法書士会 総合相談センター

主な相談内容／空家等に関する相続、成年後見、登記の相談

電話番号／0120-940-230

受付時間／10：00～16：00（土日、祝日を除く）

青森県行政書士会

主な相談内容／空家等に関する契約書や遺言状など書類作成の相談

電話番号／017-742-1128

受付時間／9：00～17：00（土日、祝日を除く）

[問合せ] 建設課 都市計画係 ☎44-1111（内線2226）

■募集人員

職 種	受験資格（日本国籍を有すること）	採用予定数
一般行政職 上級	大学卒業以上の学歴を有する方（令和2年3月までに卒業する見込者を含む）で、昭和60年4月2日以降に生まれた方	7人程度
一般行政職 初級	高等学校卒業以上の学歴を有する方（令和2年3月までに卒業する見込者を含む）で、平成9年4月2日以降に生まれた方	2人程度
一般行政職 障がい者	「障害者手帳など」の交付を受けており、次の要件を満たす方 ・高等学校または特別支援学校高等部卒業以上の学歴を有する方（令和2年3月までに卒業する見込者を含む）で、昭和60年4月2日以降に生まれた方 ・本人の責任において通勤手段（家族などによる送迎を含む）が確保でき、かつ、介護者なしで職務の遂行が可能な方	2人程度
建築技術職 上級	大学において、建築に関する専門課程を修めて卒業した方（令和2年3月までに卒業する見込者を含む）で、昭和60年4月2日以降に生まれた方	1人程度

※大学とは、学校教育法に規定する大学（これに類するもので市長が認めるものを含み、短期大学を除く）を指します。

※「障害者手帳など」の要件は、次のとおりとします。

- ・**身体障害者手帳**または都道府県知事の定める医師（以下「指定医」）もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の**診断書・意見書**（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る）
- ・都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する**愛護手帳**（療育手帳）または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの**判定書**
- ・**精神障害者保健福祉手帳**

※上級の受験資格がある方は、初級を受験することはできません。

■試験日・会場

- 第1次試験／9月22日(日) 生涯学習センター（尾上総合支所）
- 第2次試験／10月下旬 市役所本庁舎

■試験科目・内容

- 第1次試験
一般行政職 上級：教養試験（標準）＋専門試験（行政）＋性格特性検査
一般行政職 初級：教養試験（標準）＋事務適性検査＋性格特性検査
一般行政職 障がい者：教養試験（基礎力）＋事務適性検査＋性格特性検査
建築技術職 上級：教養試験（基礎力）＋専門試験（建築）＋性格特性検査

※教養試験（標準）＝幅広い知識・関心・思考力などをみる試験で、過去の平川市の教養試験と同等レベルの内容

※教養試験（基礎力）＝基礎的な知的能力をみる試験で、「標準」よりもコンパクトで易しい内容

- 第2次試験／全職種共通：作文試験＋面接試験

■合格発表

- 第1次試験／10月9日(水)
- 第2次試験／11月上旬

■試験申込手続

次の必要書類を8月16日(金)17:00までに本庁舎3階総務課人事係へ提出してください。

- 平川市職員採用試験申込書
- 平川市職員採用試験受験票
- 受験票返信用封筒（ご自分の宛先を明記し82円切手を貼付した長形3号封筒）

※申込書および受験票は、市役所本庁舎・尾上総合支所・碓ヶ関総合支所に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※郵送で申し込む場合は、申込期限当日の消印有効となります。

■試験案内

試験案内は、市役所に備え付けているほか、市ホームページに掲載していません。受験を希望する方は、**必ず試験案内で詳細を確認**してください。



[問合せ] 総務課 人事係 ☎44-1111 (内線1355・1356)

有料広告

地球にやさしい
情報化社会
をめざして

since 1965

TEL 017-761-5303
FAX 017-761-5313

ACS 株式会社 青森電子計算センター
〒038-0031 青森市大字三内字丸山393番地270

有料広告

内科・消化器内科
花田医院

平川市尾上栄松286 TEL:0172-57-3528

日本内科学会 総合内科専門医
日本消化器内視鏡学会 消化器内視鏡専門医 院長 花田 直之

当院では、日本人に多い胃腸のがんの早期発見のため、胃・大腸内視鏡検査を行っております。

2020年度版

青森県民手帳 の申込みを受付します

今年も、通常版とは異なるオリジナルカバーの「平川市版」を数量限定で発売します！

さらに、“津軽こぎん刺し模様”と新登場の“南部菱刺し模様”の2種から選べる「限定版」も発売します。



※色はイメージです。

【通常版】【平川市版】
510円(税込)／全5色

- 漁火ナイトブラック
- 十和田湖ブルー ●もみじ山レッド
- 種差グリーン ●さくらピンク

※平川市版は100冊(各色20冊)の限定販売。

【限定版】800円(税込)／全2種

- 津軽こぎん刺し模様(左)
- 南部菱刺し模様(右)



※画像はイメージです。

表紙には市の花鳥木のシルエットを、裏表紙にはシティプロモーションのロゴマークをあしらいました！

【製品規格】

ページ：本体176ページ、別冊80ページ
サイズ：150mm×85mm×12mm
発行：青森県統計協会 編集：青森県企画政策部統計分析課

- 申込方法**／下記問い合わせ先までお電話にてお申し込みください。お申し込みの際は欲しい手帳の種類・色・冊数と氏名・住所・電話番号をお知らせください。
- 申込受付**／平日8：15～17：00

- 県民手帳は10月下旬に納品予定です。お申し込みされた方には納品次第連絡いたします。
- 申込締切**／7月31日(水) 17：00

【注意点】

- 手帳の落丁、乱丁等以外の理由による返品はできませんのでお申し込みの際は十分にご注意ください。
- 【平川市版】は市での販売のみとなります。
- 【通常版】【限定版】は今回のお申し込み分に限り市で販売します。

【問合せ】 企画財政課 企画調整係 ☎44-1111 (内線1433・1434)

緑青園夏まつり(花火大会)駐車場利用のご案内

花火大会当日、会場の緑青園の周辺は駐車場が少ないため、混雑が予想されます。そこで、市では平川市運動施設の一部を駐車場と鑑賞スペースとして開放します。路上駐車などにより、交通の妨げになることのないようご注意ください。

また、下記の通り約10分毎にシャトルバスが運行されますのでご利用ください。

開催日時
8月20日(火)
18:30～



花火大会用駐車場収容台数 約150台 (17:30～)

※花火大会用鑑賞スペースに敷物はありませんので、ご持参ください。



会場までのシャトルバスのご案内

- 駐車場 → 花火大会会場 (緑青園内) 18:00～19:00まで (約10分毎)
- 花火大会会場 (緑青園内) → 駐車場 20:00～21:00まで (約10分毎)



花火大会についての問合せはコチラ → 社会福祉法人緑風会 夏まつり実行委員会 ☎44-7588



プレミアム付商品券を販売します！

プレミアム付商品券事業とは、国の消費税率の引上げが子育て世帯などの消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、全国的に実施されるものです。

プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 非課税者分

平成31年度の市民税が課税されていない方
 ただし、下記に該当する方は除きます。
 ● 市民税が課税されている方に扶養されている方。(生計を一にする配偶者、扶養親族など)
 ● 生活保護の受給者など

② 子育て世帯分

平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主

おひとりにつき、最大**2万5千円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

お子さまおひとりにつき、最大**2万5千円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。



プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ

1	申請する (非課税者分のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 購入対象となる可能性がある方には、申請書を郵送します。 ※申請書が届かない場合は、平成31年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問合せください。 申請書に必要事項を記入・押印して、提出してください。 申請期間：7月16日(火)～11月30日(土) ※当日消印有効(窓口申請は土日、祝日を除く)。 ※子育て世帯分については申請は不要です。 ※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、ご相談ください。
2	商品券の購入引換券が届く	<ul style="list-style-type: none"> 非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。 子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。
3	商品券を購入する	<ul style="list-style-type: none"> 市が指定する窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。 商品券は5千円単位で購入することもできます。(5千円分の商品券を4千円で購入) 購入可能期間：10月1日(火)～令和2年2月28日(金)
4	商品券を使用する	<ul style="list-style-type: none"> 商品券は、市内の使用可能な店舗でご使用ください。 使用可能期限：10月1日(火)～令和2年2月28日(金) ※お釣りはできません。 ※商品券の転売はしないでください。 ※次のものは商品券の使用対象外です。(出資や金融商品の購入、商品券・プリペイドカード等の換金性の高いもの、たばこ、不動産に係る支払い、国税・地方税・使用料等の公租公課)



「プレミアム付商品券」を使用できる取扱店を募集します。

申込期限 8月20日(火) ※商品券購入者へ配布する取扱店舗一覧表を作成する為、期限の厳守をお願いいたします。

※当市では取扱店の受付登録や商品券販売、換金などの業務について、平川市商工会へ委託しています。

[申込先] 平川市商工会(平川市柏木町藤山27-2) ☎44-3055

[問合せ] 福祉課 福祉総務係 ☎44-1111 (内線1164)、子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111 (内線1151)

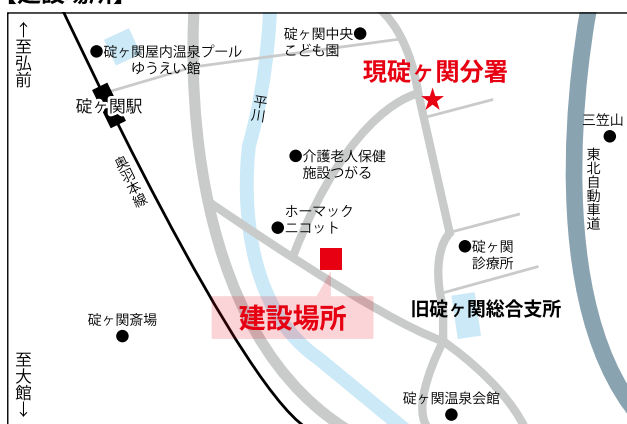


昭和 55 年に建設した碓ヶ関分署は、竣工から 38 年の経過により、施設や設備の老朽化が進行しています。また、平成 28 年に実施した耐震診断の結果、現状では新耐震基準を満たしていないとの結果が報告されているところです。

この状況を受け、市民の皆様が安心して暮らすための防災拠点施設として、将来にわたってその役割を担えるよう、以下のとおり、新たな用地に新碓ヶ関分署の建設を進めております。

工事中、地域の皆さまには、工事車両の往来や騒音などでご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【建設場所】



新碓ヶ関分署の概要

- 用地／平川市碓ヶ関湯向川添31-9、37-5
- 【敷地面積】1,873.31㎡
- 建築物／鉄骨造平屋建て
- 【建築面積】563.36㎡（消防分署442.18㎡ 消防屯所121.18㎡）
- 【延床面積】526.48㎡（消防分署415.18㎡ 消防屯所111.30㎡）
- 建物の概要／
- 【1階】事務室、会議室、食堂、厨房、車庫、消毒室、出動準備室、仮眠室、多目的トイレ、洗面・洗濯室、消防団待機室 ほか
- 【付帯施設】ホース乾燥塔、消火栓
- 建設工期／令和元年6月～令和2年3月

[問合せ] 総務課 消防防災係 ☎44-1111 (内線1352・1354)

農地転用許可制度の目的

食糧の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

農地転用とは

農地を住宅などの建物敷地、資材置場、駐車場、山林など、農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場などに利用する場合も転用許可が必要です。



無断転用

許可を受けずに転用した場合には、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が課されることもあります。

農地の無断転用の例

・ 資材置場にした	・ 青空駐車場にした
・ 建設残土の捨て場にした	・ 農業用施設を建てた
・ 住宅や倉庫を建てた	

※自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会事務局にご相談ください。

農地に盛土をする場合は届け出が必要です

無断転用を防止する目的から、畑などを造成するために農地に盛土をする場合であっても、農業委員会へ届け出をしていただくことになりました。届出書は、農業委員会にあります。

※市ホームページからもダウンロードできます。

[問合せ] 農業委員会 ☎44-1111 (内線2152)

受給資格証の更新について

ひとり親家庭等医療費を受給されている方は、毎年、受給資格証の更新申請が必要です。対象者には7月中旬に通知しますが、通知が届かない場合は担当課までお問い合わせください。

●受付日時／7月24日(水)～31日(水) 8:15～17:00

※7月24日(水)～26日(金)は、子育て健康課子ども支援係（健康センター内②番窓口）のみ19:00まで窓口を延長します。

●受付場所

- ▶平賀地域：子育て健康課子ども支援係（健康センター内②番窓口）
- ▶尾上地域：尾上総合支所 市民生活課市民係
- ▶碓ヶ関地域：碓ヶ関総合支所 市民生活課市民係

※尾上・碓ヶ関地域の方が健康センターで手続きされる場合は、事前に担当課までご連絡ください。



[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111（内線1151・1152）

無料で受講できます！
（一部本人負担）

ひとり親家庭の親または子、寡婦の就業を支援するため、次のとおり講習会が開催されます。

●募集期間／7月12日(金)～8月2日(金)

●受講料／無料（教材費、受験料は本人負担） ※受講を途中で取りやめる場合、受講料は本人負担となります。

●申込方法／所定の申込書にて ※写真添付（4×3cm）が必要です。申込書は子育て健康課子ども支援係の窓口にあります。

パソコン講習会（個別指導）

- ▶内容／全34時間（講習30時間・セミナーなど4時間程度）
- (1)パソコン講習（ワード、エクセル、パワーポイント他）
 - ・受講生の希望およびレベルに合わせた内容
 - ・希望により講習会終了後、検定試験受験も可能
- (2)就活応援セミナー（開講日）
- (3)ひとり親家庭生活支援懇話会（閉講日）
- ▶期間／9月13日(金)～12月13日(金)
- ▶時間／開講日と閉講日を除き、受講生とスクールとの調整により決定
- ▶会場／株式会社I・M・S（弘前市大字土手町134-8）
- ▶対象／ひとり親家庭の親または子、寡婦
- ▶定員／11人

調剤薬局事務講習会

- ▶内容／全24時間（12回）
- (1)調剤薬局事務講習
- (2)就活応援セミナー
- (3)支援制度セミナー・ひとり親家庭生活支援懇話会
- ▶期間／9月24日(火)～10月31日(木)までの
毎週火曜日・木曜日
- ▶時間／18:30～20:30
- ▶会場／ニチイ学館弘前教室（弘前市大字表町2-11
アプリーズ4階）
- ▶対象／ひとり親家庭の親または子、寡婦
- ▶定員／10人



調理師試験準備講習会

- ▶内容／2019年度調理師試験の受験対策
- ▶期間／9月6日(金)・9日(月)
- ▶会場／弘前市民会館（弘前市大字下白銀町1-6）
- ▶対象／ひとり親家庭の親または子、寡婦で2019年度調理師試験の受験
申込みをされた方
- ▶定員／4人



[申込み・問合せ] 受講にあたり託児が必要な場合はご相談ください。

▷子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111（内線1151・1152） ▷（公財）青森県母子寡婦福祉連合会 ☎017-735-4152